

市内事業者優先発注に伴う臨時的措置の継続について

1 目 的

原油価格、物価高騰等に伴う市内事業者支援

2 内 容

ア 狛江市小額契約希望業者登録制度実施要綱に規定する対象契約の拡大

・ 消耗品の購入範囲

1 件の支出予定額

【変更前】10万円未満 → 【変更後】税抜き30万円未満

イ 狛江市契約事務規則に規定する「課において行う契約」（主管課契約）
の対象範囲の拡大

・ 報償品、消耗品、印刷製本、医薬材料、飼料、原材料の購入範囲

1 件の支出予定額

【変更前】10万円未満 → 【変更後】税抜き30万円未満

ウ 措置期限の継続

・【変更前】令和5年9月30日まで → 【変更後】当面の間

3 その他留意事項

「狛江市市内事業者優先発注に係る実施方針」に基づき、主管課契約も同様に、引き続き積極的な市内事業者への優先発注に努めてください。